別表第九の一の二　在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料に規定する疾患
　表皮水疱症
　水疱型先天性魚鱗癬様紅皮症
別表第九の一の三　注入器加算に規定する注射薬
　別表第九に規定する注射薬のうち、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤以外のもの
別表第九の一の四　経腸投薬用ポンプ加算に規定する内服薬
　レボドパ・カルビドパ水和物製剤
別表第九の一の五　注入ポンプ加算に規定する注射薬
　ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
別表第九の二　検体検査実施料に規定する検体検査
一　医科点数表区分番号Ｄ０００に掲げる尿中一般物質定性半定量検査
二　医科点数表区分番号Ｄ００２に掲げる尿沈渣（鏡検法）
三　医科点数表区分番号Ｄ００３に掲げる糞便検査のうち次のもの
　糞便中ヘモグロビン
四　医科点数表区分番号Ｄ００５に掲げる血液形態・機能検査のうち次のもの
　赤血球沈降速度（ＥＳＲ）
　末梢血液一般検査
　ヘモグロビンＡ１ｃ（ＨｂＡ１ｃ）
五　医科点数表区分番号Ｄ００６に掲げる出血・凝固検査のうち次のもの
　プロトロンビン時間（ＰＴ）
　フィブリン・フィブリノゲン分解産物（ＦＤＰ）定性
　フィブリン・フィブリノゲン分解産物（ＦＤＰ）半定量
　フィブリン・フィブリノゲン分解産物（ＦＤＰ）定量
　Ｄダイマー
六　医科点数表区分番号Ｄ００７に掲げる血液化学検査のうち次のもの
　総ビリルビン
　総蛋白
　アルブミン
　尿素窒素
　クレアチニン
　尿酸
　アルカリホスファターゼ（ＡＬＰ）
　コリンエステラーゼ（ＣｈＥ）
　γ－グルタミルトランスフェラーゼ（γ－ＧＴ）
　中性脂肪
　ナトリウム及びクロール
　カリウム
　カルシウム
　グルコース
　乳酸デヒドロゲナーゼ（ＬＤ）
　クレアチンキナーゼ（ＣＫ）
　ＨＤＬ－コレステロール
　総コレステロール
　アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（ＡＳＴ）
　アラニンアミノトランスフェラーゼ（ＡＬＴ）
　ＬＤＬ－コレステロール
　グリコアルブミン
七　医科点数表区分番号Ｄ００８に掲げる内分泌学的検査のうち次のもの
　甲状腺刺激ホルモン（ＴＳＨ）
　遊離サイロキシン（ＦＴ$_4$）
　遊離トリヨードサイロニン（ＦＴ$_3$）
八　医科点数表区分番号Ｄ００９に掲げる腫瘍マーカーのうち次のもの
　癌胎児性抗原（ＣＥＡ）
　α－フェトプロテイン（ＡＦＰ）
　前立腺特異抗原（ＰＳＡ）
　ＣＡ19－9
九　医科点数表区分番号Ｄ０１５に掲げる血漿蛋白免疫学的検査のうち次のもの
　Ｃ反応性蛋白（ＣＲＰ）
十　医科点数表区分番号Ｄ０１７に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査のうち次のもの
　その他のもの
別表第九の二の二　中心静脈注射用カテーテル挿入の注3に規定する患者
　三歳未満の乳幼児であって次の疾患である者
　先天性小腸閉鎖症
　鎖肛
　ヒルシュスプルング病
　短腸症候群
別表第九の三　医科点数表第二章第七部リハビリテーション通則第４号に規定する患者
　回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者
　脳血管疾患等の患者のうちで発症後六十日以内のもの
　入院中の患者であって、その入院する病棟等において早期歩行、ＡＤＬの自立等を目的として心大血管疾患リハビリテーション料(I)、脳血管疾患等リハビリテーション料(I)、廃用症候群リハビリテーション料(I)、運動器リハビリテーション料(I)又は呼吸器リハビリテーション料(I)を算定するもの
別表第九の四　心大血管疾患リハビリテーション料の対象患者
一　急性心筋梗塞、狭心症発作その他の急性発症した心大血管疾患又はその手術後の患者
二　慢性心不全、末梢動脈閉塞性疾患その他の慢性の心大血管疾患により、一定程度以上の呼吸循環機能の低下及び日常生活能力の低下を来している患者